

第8 麻薬・向精神薬・覚醒剤

1 業種別麻薬取扱者数の推移

業種別		年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
麻薬取扱者	家庭麻薬製造業者		2	2	1	1	0
	麻薬卸売業者		31	31	32	31	31
	麻薬小売業者		1,387	1,390	1,392	1,393	1,399
	麻薬管理者		462	474	471	477	483
	麻薬施用者		6,106	6,156	6,291	6,211	6,343
	麻薬研究者		66	59	58	54	53
	計 a		8,054	8,112	8,245	8,167	8,309
けし・大麻取扱者	けし栽培者		0	0	0	0	0
	けし研究者		0	0	0	0	0
	大麻栽培者		0	0	0	0	0
	大麻研究者		7	8	7	8	9
	計 b		7	8	7	8	9
合計 (a + b)			8,061	8,120	8,252	8,175	8,318
麻薬診療施設	病院		226	225	225	223	221
	一般診療所		1,178	1,177	1,188	1,183	1,184
	歯科診療所		8	7	7	6	6
	飼育動物診療施設		159	156	153	162	161
	計		1,571	1,565	1,573	1,574	1,572

(注) 各年の12月31日現在の数である。

2 麻薬取扱者立入検査結果の推移

業種別		年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
対象業務所数	a		3,064	3,056	3,059	3,060	3,064
立入検査実施数	b		1,036	1,139	1,135	1,023	885
実施率 (%)	b/a		33.8	37.3	37.1	33.4	28.9
違反業務所数	c		87	91	134	104	69
違反率 (%)	c/b		8.4	8.0	11.8	10.2	7.8

(注) 各年の12月31日現在の数である。

3 保健所等別麻薬取扱者及び免許施設数

(令和3年12月31日現在)

事 項 保健所等	麻 薬 取 扱 者 (a)										けし・大麻取扱者 (b)					合 計 (a+b)	麻 薬 診 療 施 設				
	家 庭 麻 薬 製 造 業	麻 薬 卸 売 業	麻 薬 小 売 業	麻 薬 管 理 者	麻 薬 施 用 者				麻 薬 計 研 究 者	計	け し 耕 作 者	け し 研 究 者	大 麻 栽 培 者	大 麻 研 究 者	計		病 院	一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所	飼 育 動 物 診 療 施 設	計
					医 師	歯 科 医 師	獣 医 師	小 計													
西部	0	0	69	23	313	3	5	321	0	413	0	0	0	0	0	413	12	56	0	5	73
西部広島	0	0	74	28	216	2	8	226	2	330	0	0	0	0	0	330	11	58	1	8	78
西部呉	0	4	138	48	591	6	19	616	4	810	0	0	0	0	0	810	26	109	0	18	153
西部東	0	3	105	40	341	0	14	355	1	504	0	0	0	0	0	504	20	78	0	12	110
東部	0	5	138	39	471	5	17	493	9	684	0	0	0	3	3	687	23	115	1	15	154
東部福山	0	6	230	92	881	5	53	939	12	1,279	0	0	0	1	1	1,280	40	174	1	32	247
北部	0	3	47	14	191	1	4	196	0	260	0	0	0	0	0	260	9	42	0	5	56
県保健所計	0	21	801	284	3,004	22	120	3,146	28	4,280	0	0	0	4	4	4,284	141	632	3	95	871
薬務課	0	10	0	199	3,068	55	74	3,197	25	3,431	0	0	0	5	5	3,436	80	552	3	66	701
広島市保健所	0	0	598	0	0	0	0	0	0	598	0	0	0	0	0	598	0	0	0	0	0
合 計	0	31	1,399	483	6,072	77	194	6,343	53	8,309	0	0	0	9	9	8,318	221	1,184	6	161	1,572

※ 平成29年4月1日より広島市に麻薬小売業者に関する業務を移譲している。

4 保健所等別麻薬等免許申請件数

令和3年度

事項	保健所等	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	薬務課	総計
麻薬施用者免許証		55	16	92	38	59	205	27	526	1,018
麻薬管理者免許証		9	5	10	13	8	28	2	43	118
麻薬小売業者免許証		10	8	9	6	6	33	4	-	76
麻薬卸売業者免許証		0	0	0	0	0	0	0	0	0
麻薬研究者免許申請		0	0	3	0	3	3	0	5	14
麻薬取扱者免許証再交付		0	0	2	1	0	0	0	5	8
覚醒剤施用機関指定		0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚醒剤研究者指定		0	0	2	0	3	0	0	6	11
覚醒剤原料取扱者指定		0	0	1	0	1	1	1	0	4
覚醒剤原料研究者指定		0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚醒剤等取扱者指定証再交付		0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬卸売業者免許申請		0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬小売業者免許申請		0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬試験研究施設設置者登録申請		0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬営業者免許証再交付		0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬試験研究施設設置者登録証再交付		0	0	0	0	0	0	0	0	0
大麻研究者免許申請		0	0	0	0	4	1	0	5	10
大麻研究者登録事項変更届		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		74	29	119	58	84	271	34	590	1,259

6 保健所等別麻薬関係立入検査状況

(令和3年)

事 保健所等	対 象 業 務 所 数	立入検査回数			違 反 業 務 所 数	違 反 内 容 数																	処 置								
		麻 薬 取 締 員	そ の 他 の 職 員	計		麻 第 十 二 条 法	輸 入 ・ 製 造 ・ 製 剤 ・ 輸 出	譲 渡 ・ 譲 受	施 処 方 せ ん の 交 用 付	不 正 所 持	廃 棄	証 紙 ・ 包 容 の 器 記 及 び 載	譲 渡 証 ・ 譲 受 証	保 管 ・ 管 理	帳 簿	施 用 に 関 する 記 録	そ の 他	届 出			保 存				計	告 発 ・ 送 致	免 許 取 消	業 務 停 止	始 末 書 ・ 誓 約 書	そ の 他	計
																		事 故	報 告 ・ 報 年	中 毒	譲 渡 証	帳 簿	記 録 ・ 施 用 に 関 する								
西部保健所	142	(0)	63	(0)	5	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5	5	
西部保健所広島支所	154	(0)	47	(0)	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	2		
西部保健所呉支所	299	(0)	124	(0)	12	0	0	2	1	0	0	1	1	0	2	8	1	0	0	0	0	16	0	0	0	0	16	16			
西部東保健所	219	(0)	78	(0)	6	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7	7			
東部保健所	309	(0)	136	(0)	13	0	0	0	1	0	0	1	8	0	0	2	1	0	0	0	0	13	0	0	0	2	11	13			
東部保健所福山支所	496	(0)	112	(0)	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	3			
北部保健所	106	(0)	66	(0)	5	0	0	0	0	0	1	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	8			
薬務課	741	(38)	0	(38)	17	0	0	1	6	0	0	10	5	1	4	0	1	0	0	0	0	28	0	0	0	6	22	28			
広島市保健所	598	(0)	171	(0)	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	0	0	1	0	6	0	0	0	2	4	6			
計	3,064	(38)	797	(38)	69	0	0	3	8	0	0	1	20	30	1	7	13	4	0	0	1	0	88	0	0	0	10	78	88		

※ 平成29年4月1日より広島市に麻薬小売業者に関する業務を移譲している。

保健所設置市分再掲

広島市	1,339	(38)	171	(38)	23	0	0	1	6	0	0	0	10	6	1	5	2	2	0	0	1	0	34	0	0	0	8	26	34
呉市	280	(0)	116	(0)	10	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	1	8	1	0	0	0	14	0	0	0	0	14	14	
福山市	449	(0)	97	(0)	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	2	
計	2,068	(38)	384	(38)	35	0	0	3	7	0	0	0	11	8	1	6	10	3	0	0	1	0	50	0	0	0	8	42	50

※ 麻薬取締員欄の()内には、麻薬取締員がその他の職員と共同で行った場合の数を外数で示す。

※ 広島市分については、薬務課分と広島市保健所分を合計した数である。

7 麻薬関係事犯

区 分		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
麻薬及び向精神薬取締法	件 数	4	7	4	2	4
	人 員	4	6	2	2	2
大麻取締法	件 数	40	60	44	83	105
	人 員	32	41	24	57	68
あへん法	件 数	0	0	0	0	0
	人 員	0	0	0	0	0
薬機法 (指定薬物)	件 数	18	9	0	2	2
	人 員	7	3	0	2	1

(注 1) 数値は県警察本部分である。(30年, R2年, R3年の数値は広島県健康福祉局分を含む。)

(注 2) 薬器法=医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律。

8 麻薬廃棄届・事故

(1) 件数

区分 (年)	廃棄届	事故				
		計	内容			
			盗難	滅失	所在不明	その他
平成 29 年	608	86	0	65	5	16
平成 30 年	647	96	1	75	5	15
令和元年	673	124	0	91	10	23
令和 2 年	762	125	0	95	6	24
令和 3 年	700	94	0	70	6	18

(2) 保健所等別廃棄届・事故件数

(令和 3 年)

保健所 区分	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	薬務課	広島市	計
	廃棄届	24	39	81	63	59	123	36	82	193
事故届	5	0	9	2	9	13	4	50	2	94

※平成 29 年 4 月 1 日より広島市に麻薬小売業者に関する業務を移譲している。

9 麻薬卸売業者における麻薬譲渡量の推移

(単位 g)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
アヘン	1,371	1,033.5	1,194.5	1,233.2	1,850	2,150	825
モルヒネ	5,008.48	4,883.66	4,841.25	4,361.45	3491.1	3,411.45	3,427.95
エチル モルヒネ	0	0	0	0	0	0	0
コデイン	4,271	3,786	3,618	3,450	3,406	2,333	2,317
ジヒドロ コデイン	5	0	0	0	0	5	0
オキシコドン	11,923.4	12,154.08	11,827.43	10,074.88	10,755.125	9,914.475	12,143.24
オキシ メテパノール	12.6	6.6	4.6	1.4	2.8	2	1.2
ヒドロ モルフォン			41.08	245.06	714.52	983.82	1,557.935
コカイン	55	70	65	80	80	60	5
ペチジン	2,032.2	2,074.15	2,111.2	2,079	2173.6	2,048.95	2,276.6
フェンタニル	785.1004	762.3333	777.5338	812.3783	693.22691	655.3441	953.9057
レミ フェンタニル	148.79	151.38	155.21	169.505	180.715	177.1	205.5295
メサドン	71.4	38.6	82.8	54.6	30.8	70.6	88.6
タペンタ ドール	944	1,763	1,893	2,208	2,339	2,855	3,099.533
ケタミン	1,305.7	1,219.3	1,257	1,157.7	1,238.2	1,214.7	1,711.647

※ 各製剤に含まれる麻薬含有量をそれぞれ合計したもの

10 麻薬中毒者

(1) 麻薬中毒者通報届出状況

区 分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
医師	0	0	0	0	0
検察官	0	0	0	0	0
警察官	0	0	0	0	0
麻薬取締官	0	0	0	0	0
麻薬取締員	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(2) 麻薬中毒者の状況

(令和 3 年)

観察指導の対象としている者												県外転出者	死亡・帰国者	社会復帰者
所在の明らかな者				所在不明の者				計						
第一類	第二類	第三類	小計	第一類	第二類	第三類	小計	第一類	第二類	第三類	小計			
			0				0				0	0	0	0

1.1 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動

令和3年10月1日から11月30日までの2か月間「広島県麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施要領」に基づき、この運動を実施した。運動の実施結果は次のとおりである。

(1) 広報啓発運動

市町発行の広報紙等による広報活動並びに広島県薬物乱用防止指導員、一般社団法人広島県医師会、公益社団法人広島県薬剤師会、広島県配置医薬品連合会及び広島県製薬協会等の協力を得て県民に対して本運動の趣旨の徹底を図るとともに、ポスター、リーフレット、立看板、懸垂幕、有線放送等による広報媒体を活用し、本運動の趣旨の普及徹底を図った。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、街頭キャンペーンについては実施や参加を見送った。

○ ポスター（厚生労働省作成）	2,500枚
○ ポスター（県作成）	3,105枚
○ パンフレット（厚生労働省作成）	2,500枚
○ パンフレット（県作成）	40,000枚
○ チラシ（県作成）	30,000枚
○ 懸垂幕・横断幕・ノボリ等掲示	1か所
○ 広 報 誌 等	14市町
○ 講 習 会 ・ 研 修 会	14か所（受講者2,673人）
○ ビデオテープ等の貸し出し	13回

(2) 一斉立入検査の実施

麻薬・覚醒剤等取扱施設に対して一斉立入検査を実施し、麻薬・覚醒剤等の適正な取扱いの指導監督を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、規模を縮小して実施した。

1 2 不正大麻・けし撲滅運動

令和3年4月1日から6月30日までの3か月間この運動を実施した。

市町、(一社)広島県医師会及び(公社)広島県薬剤師会等から広報誌、各機関紙による広報活動の協力を得るとともに県教育委員会に対して学童に対する啓発指導を依頼した。

また、講習会等出席者に対する啓発活動を実施した。

さらに、保健所、警察署等を通じ、大麻・けしの見分け方のポスター・リーフレットを配布するとともに不正・自生けし等の指導取締りを実施した。

○ポスター	750枚
○リーフレット	1,229部
○チラシ	10,251枚
○不正けし	0本
○自生けし	45,206本
○自生大麻	0本

★ 大麻・けし不正栽培状況

(1) 大麻不正栽培

年度	件数	株数	処置		
			送致	始末書・説諭等	計
平成29					0
平成30					0
令和元					0
令和2					0
令和3					0

(2) けし不正栽培

年度	件数	株数	処置		
			送致	始末書・説諭等	計
平成29					0
平成30					0
令和元					0
令和2					0
令和3					0

15 向精神薬事故

(1) 件数

	滅失	盗難	所在不明	その他	計
平成29年	0	0	0	0	0
平成30年	2	1	1	12	16
令和元年	0	0	0	8	8
令和2年	0	0	2	0	2
令和3年	0	2	0	0	2

(2) 保健所等別事故件数

	西部			西部東	東部	福山	北部	薬務課 ※1	広島市保健所 ※2	計
		広島	呉							
平成29年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年	0	3	0	0	5	1	0	0	7	16
令和元年	0	2	0	1	0	1	0	0	4	8
令和2年	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
令和3年	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2

※1 薬務課の管轄は、平成29年4月1日より、広島市に一部権限移譲したため、広島市内の向精神薬試験研究施設、病院、診療所、飼育動物診療施設である。

※2 広島市保健所の管轄は、平成29年4月1日より、広島市内の向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者（みなし含む）である。

16 覚醒剤等取扱者

(1) 覚醒剤等取扱者数の推移

区 分		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
指定を要するもの	覚醒剤 施用機関	国の指定	1	1	1	1
		県の指定	0	0	0	0
	覚 醒 剤 研 究 者	14	15	14	14	14
	覚醒剤原料取扱者	39	41	41	40	40
	覚醒剤原料研究者	8	7	7	10	10
	計	62	64	63	65	65
指定が不要なもの	薬 局	1,616	1,610	1,605	1,594	1,593
	病 院 ・ 診 療 所	4,448	4,439	4,430	4,413	4,398
	飼 育 動 物 診 療 所	311	312	314	294	312
	計	6,375	6,361	6,349	6,301	6,303
合 計		6,437	6,425	6,412	6,366	6,368

(2) 保健所等別覚醒剤・覚醒剤原料取扱者数

(令和3年)

区 分	保健所等 業種別		西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	政 令 市			計
										広 島 市	呉 市	福 山 市	
指定を要するもの	覚醒剤 施用機関	国の指定									1		1
		県の指定											
	覚醒剤研究者						3			8	2	1	14
	覚醒剤原料取扱者			1		5	6		4	12	5	7	40
	覚醒剤原料研究者			2						2	2	4	10
	計			0	3	0	5	9	0	4	22	10	12
指定が不要なもの	薬局		78	88	10	114	163	30	53	674	140	243	1,593
	病院・診療所		210	250	32	297	356	66	148	2,016	393	630	4,398
	飼育動物診療施設		17	18	2	26	38	8	24	111	21	47	312
	計		305	356	44	437	557	104	225	2,801	554	920	6,303
合 計			305	359	44	442	566	104	229	2,823	564	932	6,368

17 覚醒剤関係立入検査状況

(令和3年)

業 種	事 項	対 象 業 務 所 数	立 入 検 査 回 数		違 反 業 務 所 数	違 反 内 容 数													処 置							
			覚 醒 剤 監 視 員	計		製 造 ・ 輸 入 ・ 輸 出	譲 渡 ・ 譲 受	の 施 用 ・ 使 用 ・ 施 用	廃 棄	証 紙	譲 渡 証 ・ 譲 受 証	保 管 ・ 管 理	帳 簿	事 故	報 告	保 存 帳 簿	譲 渡 証 証 簿	そ の 他	計	告 発 ・ 送 致	指 定 取 消	業 務 停 止	始 末 書 ・ 誓 約 書	そ の 他	計	
																										麻 薬 取 締 員
覚 醒 剤	覚 醒 剤 製 造 業 者		()	()																						
	用 覚 醒 剤 関 係 施 施	大 臣 の 指 定 す る 施 用 機 関	()	()																						
		知 事 の 指 定 す る 施 用 機 関	()	()																						
	覚 醒 剤 研 究 者	14	(3)	6	(3) 6																					
小 計	14	(3)	6	(3) 6																						
覚 醒 剤 原 料	覚 醒 剤 原 料 輸 入 業 者		()	()																						
	覚 醒 剤 原 料 輸 出 業 者		()	()																						
	覚 醒 剤 原 料 製 造 業 者		()	()																						
	覚 醒 剤 原 料 取 扱 者	40	(1) 7	34	(1) 41																					
	覚 醒 剤 原 料 研 究 者	10	()	3	() 3																					
	薬 局	1,593	(9) 37	408	(9) 445	23		1																4	25	29
	病 院 ・ 診 療 所	4,398	(7) 76	118	(3) 194	6																			6	6
	飼 育 動 物 診 療 施 設	312	(8) 2	7	(8) 9	1																			1	1
小 計	6,353	(25) 122	570	(25) 692	30		1																	4	32	36
合 計	6,367	(28) 122	576	(28) 698	30		1																	4	32	36

(注) 麻薬取締員欄の()内の数値は、その他の職員と共同で行った場合の数を外数で示す。

19 薬物事犯

(1) 覚醒剤事犯の推移

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
件数	186	200	194	233	196
人員	127	131	145	162	125

(注) 数値は麻薬等事犯状況報告による(警察本部及び中四国厚生局麻薬取締部分)。

(2) 大麻事犯の推移

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
件数	67	61	51	83	123
人員	55	43	35	57	87

(注) 数値は麻薬等事犯状況報告による(警察本部及び中四国厚生局麻薬取締部分)。

20 薬物乱用対策実施状況

(1) 広島県薬物乱用対策推進本部会議及び幹事会議開催状況

開催年月日(会議名)	開催場所	議題
令和3年5月 (幹事会議)	WEB・書面開催	(1) 令和2年度広島県薬物乱用対策実施結果について (2) 令和3年度広島県薬物乱用対策推進要領(案)について (3) 令和3年度広島県薬物乱用対策推進本部会議の書面開催について
令和3年6月 (本部会議)	書面開催	(1) 令和2年度広島県薬物乱用対策実施結果について (2) 令和3年度広島県薬物乱用対策推進要領(案)について

(2) 薬物乱用防止等運動の実施

広島県薬物乱用対策推進本部会議において決定した「令和3年度広島県薬物乱用対策推進要領」に基づき関係行政機関・団体との連携を図り、薬物乱用防止啓発活動を実施した。

(3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施

協賛6機関・団体、後援48団体の協力を得て、令和3年6月20日から7月19日までの間、薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」の啓発活動及び国連募金を実施した。

(4) 626ヤング街頭キャンペーン

新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、実施を見送った。

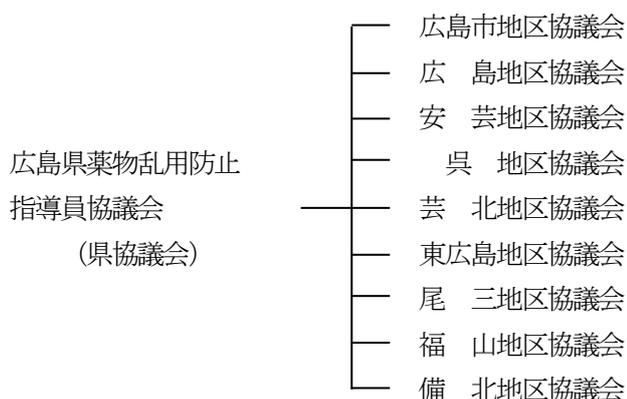
(5) 広島県薬物乱用防止指導員の活動

平成14年8月から指導員を県内全域に配置し、9地区に地区協議会を設置した。

各地区協議会において、指導員の連携を図りつつ、地域に密着した各種啓発活動を実施し、地域住民に対して薬物乱用の恐ろしさを周知した。

○ 薬物乱用防止教室実施状況：146回 17,030人受講

内訳：小学校	62回,	2,959人受講	中学校	52回,	8,487人受講
高校	23回,	4,818人受講	大学	4回,	728人受講
その他	5回,	38人受講			



[委嘱者数]

	広島市	広島	安芸	呉	芸北	東広島	尾三	福山	備北	計
薬剤師	12	4	3	6	3	6	6	10	2	52
保護司	40	6	4	13	3	7	10	16	4	103
更生保護女性会会員	17	4	1	7	3	4	5	8	2	51
少年補導協助手員	12	2	2	2	1	1	2	2	2	26
暴力監視協助手員	6	1	0	2	0	1	2	2	0	14
ライオンズクラブ	17	4	1	2	1	1	8	6	2	42
民生委員・児童委員	8	4	1	3	1	2	2	4	1	26
青少年健全育成推進員	14	2	4	2	6	3	5	3	6	45
PTA役員	8	1	1	1	1	1	1	1	1	16
計	134	28	17	38	19	26	41	52	20	375

※令和4年3月31日現在 (人)

(6) 広島県ヤング薬物乱用防止指導員の委嘱

平成30年4月から、一定の要件を満たした県内の大学生について、大学長からの推薦に基づきヤング指導員として委嘱を開始した。

[委嘱者数]

協力大学名	福山大学	福山平成大学	福山市立大学	尾道市立大学	広島修道大学	計
委嘱者数	19	18	5	5	10	57

※令和4年3月31日現在 (人)

(7) 薬物専門講師の養成

新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、薬物専門講師講習会の開催を見送った。

(8) 薬物相談の窓口の設置

ア 保健所等覚醒剤等薬物相談窓口

保健所・支所等20か所に薬物乱用防止の相談窓口を設置して地域住民からの相談に応じた。

イ 県立総合精神保健福祉センターにおける相談窓口

県立総合精神保健福祉センターに医師等の専門スタッフによる相談窓口を設置し、薬物依存・中毒者の社会復帰の促進を図るとともに、薬物依存者の家族に対して家族教室を開催し、薬物依存者の回復を支援する方法について指導した。

(9) 薬物相談事業推進連絡会議の開催

相談・指導業務のネットワーク化を図るため、薬物相談窓口を有する40機関による薬物相談事業推進連絡会議を開催した。

(医療法人せのがわ 瀬野川病院主催 広島県依存症専門医療機関連携会議と合同で実施)

○ 薬物相談事業推進連絡会議等開催状況

開催日	開催方法	議題
令和4年3月10日	対面・WEB 開催	1 薬物事犯の検挙状況等について 2 薬物乱用対策の現状等について 3 広島県依存症治療拠点機関としての取組内容等について 4 関係機関の取組状況等について

(10) 青少年薬物乱用防止対策事業の実施

青少年に対する学校・家庭ぐるみの薬物乱用防止教育・啓発活動を推進した。

○ 小・中・高校生、専門学校生及び大学生のための薬物乱用防止講習会

実施者	延べ件数	延べ参加者数
指導員等※	141	16,992
保健所等職員	8	915
計	149	17,907

※ 指導員等：薬物乱用防止指導員，薬物専門講師等

○ 小・中・高校生の保護者対象薬物乱用防止教室

なし

(11) 講習会の開催

各種団体の会員等に対して麻薬等の適正な使用・管理を周知するとともに、薬物乱用の弊害等について講習を行った。

実施者	延べ件数	延べ参加者数
指導員等※	23	659
保健所等職員	6	341
計	29	1,000

※ 指導員等：薬物乱用防止指導員，薬物専門講師等